

## 平成20年度（福）ふじみ野福祉社会事業計画

社会福祉法人ふじみ野福祉社会が設置運営をする各事業が5年を経過しました。1つの時代を5年1期とするならば、今年度は新しい時代の始まりです。また、平成21年4月には介護保険サービスの介護報酬の見直しの時期を迎えます。このような状況の今年度につきましては、過去の取り組みを集積した新たな各事業の発展と、来年度以降の動向を見据えた事業展開ができるよう法人本部、各課が協同で以下の事業を実践していきます。

### 法人本部

関係諸法令、規則、規程等に基づいた法令遵守を第1主義と考え理事会、評議員会においては議案の審議・承認、監事においては監査を実施し、各事業の健全運営及び内部牽制の強化に努めます。

期間	上半期						下半期					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議案等承認及び報告事項		監事監査 決算報告 事業報告					一次補正					二次補正 次年度予算 次年度事業計画

### 管理課

#### 1 事務の敏速、効率化

- (1) 職員間の事務処理及び利用者の請求事務、経理事務等敏速、効率的に処理することに努めます。
- (2) 積極的に郵便局の自動払込の申込みの依頼をし、利用料徴収業務の効率化を継続して行っています。
- (3) 事務用品等の備品については在庫を確認し、在庫不足品は補充して仕事をしやすいように管理していきます。

#### 2 施設環境の改善

- (1) 利用者には生活及び利用しやすい生活環境、施設職員に対してはより働きやすい職場にするための環境整備に努めます。

- (2) 公共職業安定所、福祉人材センターを積極的に活用し、主催の就職フェア等に参加し、人材確保に努めます。
- (3) 職員の自主性を活かした会議、委員会を毎月開催し、サービスの向上に努めます。

### 3 施設管理の効率化

- (1) 建物管理、保守点検は業者に委託していますが、年次計画に基づきチェックし、定期点検を実施します。また開設6年目にあたり長期的視野に立って施設の維持管理について検討していきます。
- (2) 定期点検に踏まえて、毎日施設内を巡回点検し、修繕箇所がある場合職員間で修理できる箇所は修理し、業者による修理の場合は依頼し、効率的な修繕を行います。
- (3) パソコン、その他機器等の修繕箇所は、現場職員と連携を保ち業務に支障がないよう迅速に対応していきます。
- (4) 毎日使用する公用車については、車検以外に定期的に整備点検を実施し、利用者の安全な送迎業務ができるよう努め、修理時等は速やかに処理していきます。
- (5) ガス、ガソリン等の値上げにより光熱水費、車輛費等が増えています。毎日施設内を巡回し不必要な節電等に協力願い、毎月メーターを前月、昨年を比較できるように記録して回覧し、節約に努めていきます。

### 3 職員研修の充実・地域交流

- (1) 職員の資質の向上に資するため、昨年に引き続き職員対象の研修を積極的に行っていきます。介護全般に関する研修は勿論のこと、接遇に関する研修も実施し、施設外研修については、関係団体が主催する研修会に積極的に参加し、研修結果については、研修報告により周知徹底し、施設内研修についても、引き続き重点を置き、研修担当チームを中心に計画を立て、職員の自主研修の向上に努めます。
- (2) 納涼祭、地域の運動会、文化祭等の行事を通じて地域住民との交流を深め、これからも地域住民に溶け込み地域に愛され、開かれた施設を目指します。

### 4 防災対策

- (1) 利用者の生命と身体の安全を優先に、防災対策に最善を尽くし、不測の事態発生に迅速かつ適正に対応できるよう常時防災の強化を図っていきます。
- (2) 年間を通じて消火訓練・避難訓練・職員が手薄になる夜間訓練・応急訓練等いろいろと毎月計画し毎月実施していきます。
- (3) 地元地域と災害時相互援助協定に基づき、地域との防災訓練を毎年実施し、定着しています。今年度は昨年度、購入をした AED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法等の訓練を計画しています。
- (4) 昨年度より実施している自衛消防隊の消防操法競技大会に今年度も参加し、施設内

の防災対策に対する意識を高めます。

#### 防災訓練予定表

NO	訓練日	訓練予定	訓練目的
1	4月22日	消火訓練	消火器
2	5月28日	消火・避難・通報訓練	初期消火・避難誘導・通報等
3	6月19日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
4	7月16日	応急救護訓練	心肺蘇生法
5	8月21日	通報訓練・安全防護訓練	非常通報・防火戸、
6	9月27日	地域防災訓練	心肺蘇生法
7	10月21日	消火訓練	初消火散水栓
8	11月24日	煙・地震体験訓練	煙・地震体験車
9	12月18日	応急救護訓練	異物除去法
10	1月24日	夜間訓練	非常通報、避難誘導等
11	2月26日	応急救護訓練	三角巾・包帯使用法
12	3月27日	総合訓練	初期消火、誘導、非常通報等

#### 5 行事

1年間を通じて各課で行事を行っていますが、管理課として玄関の内外に飾り付け、利用者来客等に季節感を感じていただきます。

月	内容
4～5月	こいのぼり
7月	納涼祭
12月	クリスマス（イルミネーション）
12月～1月	正月
2月～3月	お雛様

その他間の月は、花等を飾り季節を感じていただきます。

#### 6 安全衛生活動の推進

- (1) 職員の定期健康診断の実施、健康障害の防止、労働災害防止などについて、施設内の環境を点検していきます。
- (2) 職員の健康的な職場環境を作り、健康の保守増進を図ります。
- (3) 職員・面会者等には冬の次期だけでなく、毎日うがい・手洗いの協力を願い感染予防に努めます。
- (4) 委員会を設け検証し、安全衛生活動を推進します。

#### 7 相談・苦情の対応

- (1) 当施設のサービス内容に関する相談・苦情について誠実に対応すると共に、引き続きオンブズマンによる苦情相談を行い、利用者の権利擁護を中心に施設運営へ助言、指導を頂き、生活の質の向上を図ります。
- (2) ご意見箱を設置し、利用者の家族等の貴重な意見をいただき、迅速な対応、解決に取り組み、より良いサービスに努めます。

## 8 情報公開・広報

- (1) 事業計画、事業報告書の情報公開を施設窓口で行うほか、個人情報の擁護を図りながら、個別のサービス記録も関係者に閲覧できるようにします。
- (2) 施設ホームページを利用して、利用者、ご家族、関係機関への情報提供を行います。
- (3) 情報の掲示物等は施設入口の掲示版を利用し、閲覧できるようにします。
- (4) 施設内での行事、報告等の情報が分かる広報誌を引き続き発行し、利用者の家族及び地域社会に対しても情報提供の充実を行っています。

## 生活課

今年度については個別ケアを充実させるために、職員間の共通認識を高め専門職としてチームアプローチができ、それらが結果として利用者の楽しみや生きがいのある生活が送れるよう援助していきたくと考えています。また、計画以上のサービス提供ができるよう以下の事業に取り組んでいきます。

### 介護・看護・リハビリ・相談共通目標

- ・利用者、ご家族に必要な支援としてケアプラン・栄養マネジメントの評価、生活での観察、介助を通し再援助計画の実践をします。
- ・個別ケアを通して安全、安心の介護サービスの提供が出来るように、専門職参加での検討会議、引継ぎ・委員会・マニュアル・感染症予防を通して統一した生活援助をしています。

### 〈年間予定表〉

月	行事内容	ユニット
4 月	お花見（開花の頃）	ユニット買い物外出
5 月	端午の節句（5月5日） 菖蒲湯	ユニット買い物外出
6 月	ミニ運動会（6月14日）	ユニット買い物外出
7 月	七夕（7月7日） 納涼祭（7月26日）	ユニット買い物外出
8 月		ユニット買い物外出

9 月	敬老会（9月15日）	ユニット買い物外出
10 月	日帰り旅行	ユニット買い物外出
11 月	日帰り旅行	ユニット買い物外出
12 月	冬至 柚子湯 もちつき大会（12月20日） クリスマス会（12月24日）	ユニット買い物外出
1 月	初詣 新年会（1月10日）	ユニット買い物外出
2 月	節分（2月3日）	ユニット買い物外出
3 月	ひな祭り（3月3日）	ユニット買い物外出

## 介護

### 1 生活動作での残存機能の維持・向上

日常における食堂での車椅子から椅子への移乗、トイレ誘導時の歩行介助を通し生活動作での残存機能の維持向上を図ります。それにより、座位の安定、車椅子から歩行、ベッド上での排泄からポータブルトイレでの排泄、生活動作の向上を目指します。安定した椅子への移乗による食事への意欲の促進、ポータブルトイレでの自然排便を促すなど利用者がより今までの生活スタイルに近い形で過ごすことができる生活支援にあたります。

### 2 余暇活動支援の発展

利用者の自己決定を大切にし、個別ケア（選択が出来る多種多様な趣味活動）、また利用者同士の交流、活動から生活意欲が生じたその人なりの生活感が持てるようボランティアの皆様の協力をも得て余暇支援をしていきます。毎日各ユニットで余暇活動の計画、週間プログラムを作成し、利用者への周知や声掛け、プログラムをユニットに掲示していきます。また、利用者に合わせたレクリエーションの実施や、職員間で新しい試みを考え、利用者と職員が、楽しめる余暇活動を行います。

施設内で行われる行事とは一味違う、季節を感じる余暇支援を行います。具体的には日帰り（バス）旅行を企画、実施することによりご家族と楽しい時間を過ごしていただき、自然と触れ合い楽しみのある時間、思い出になる企画を考案します。

### 3 環境づくりとケアプランの充実

各ユニットにて居室単位での担当職員を配置し、前年度のユニット単位から居室単位での利用者に合わせた環境づくりを進めていきます。

ケアプラン作成については現状に沿った維持の目標を踏まえて、利用者からの希望、ご家族からの要望を取り入れ、生活から小さな前進・前向きな要素を、ケアプラン作成時に取り入れていき、利用者、ご家族、職員がより良い関わり、信頼関係を築いていけるよう職員一丸となり努力していきます。

#### 4 専門性をもったチームケア

専門職としての自覚を持ち、研修を通じて、技術・意識を高めていきます。現場においては、状況に応じた介護を考え、行動が出来る職員を育てます。ユニットリーダーを中心に、共通目標に向かったチームとして、利用者一人一人に合わせた生活支援にあたります。

#### 5 委員会活動

##### (1) 排泄委員会

###### ①紙オムツから個別ケアの実践

尿量測定を行い、排泄時間・排泄方法・サイズの変更、見直しを行い、快適に排泄介助が出来るように職員の知識・技術の向上を目指していきます。また、利用者の重度化、羞恥心、夜間の安眠の考慮、また、日中の生活意欲の増進を高めていくことを考え、22 時台に交換を行っていた排泄時間の見直しを行い、19 時から 4 時の時間帯においては、利用者の排泄リズムに合わせた排泄介助ができるようにします。排便については自然排便が困難な利用者（下剤服用）の便失禁による不快感、更衣交換による身体負担の軽減ができるように看護と連携をし、排泄の見直しだけではなく、食事・水分摂取量、生活全般から排泄リズムへの取り組みをしていきます。また利用者一人一人がトイレ・ポータブルトイレにて自然排尿・排便ができることを目標に、個々の身体・排泄状況を考え、定時トイレ誘導・ベット上のオムツ交換者がトイレ・ポータブルトイレにて自然排泄を促し、利用者が気持ち良く生活を過ごせるようおむつはずしへの排泄援助をしていきます。

###### ②皮膚疾患患者への介助について

皮膚疾患を抱えている利用者は医療面からの介護方法、体位交換の方法等の周知を行い、予防に力を入れていきます。

###### ③排泄環境の取り組みについて

排泄物品を収納している倉庫や大トイレの収納スペースの環境整理を行い、清潔な環境を整えていきます。また毎日のトイレ掃除での清潔保持、定期的な備品の消毒を行い、清潔感のある排泄援助をしていきます。

###### ④感染症対策について

排泄における感染予防については、汚物の密閉処理、塩素消毒の使用、他の利用者に接触しないよう個別の援助を行い、排泄における感染症予防に取り組んでいきます。

###### ⑤紙オムツアドバイザーとの連携

アドバイザーとの連絡・現場での助言を密にし、処遇でのアドバイスを頂き、委員が積極的に現場での生かせるように活動をしていきます。テーナアドバイザーを

招いた研修を開催し、各職員が共通した認識を持つことで、個別ケアが行えるよう  
に取り組んでいきます。

<年間予定表>

月	年間予定表
4 月	前月夜間尿量測定結果に基づいたテーナ製品の使用
5 月	日中 4 時から 16:30 の尿量測定を実施、見直しを行なう
6 月	日中・夜間の再調整、使用変更。
7 月	紙オムツ対象者、下剤服用者等の個別処遇についての検討
8 月	利用者の随時見直しを行い、個別援助を行う
9 月	排泄備品の購入
10月	感染症予防対策、備品の準備
12月	後期尿量測定
1 月	尿量測定結果の見直し、変更
2 月	計画実施状況の確認

(2) 入浴委員会

①入浴時における感染症予防

入浴前に残留塩素測定器にて基準値を確認し、入浴時における感染症予防に努めます。職員が基準値を把握し、基準値外での数値の際は再度測定することで感染予防をし、測定後の記入を意識付けし予防への引継ぎ・周知が出来るように活動をします。

②浴室の環境整備・清潔感ある入浴

入浴後、清掃・消毒を積極的に行い、雰囲気づくりを通して入浴のサービス提供に取り組みます。通常使用後の清掃の他に委員会を通して定期的な環境整備、浴室内の清潔を随時心がけ清掃活動に取り組みます。

③介護技術の向上から安全・安心の入浴介護サービス提供へ

新入職員・介護職員への入浴介助方法（入浴の流れ、機械の操作方法等）にマニュアルを通して定期的に引継ぎを行い、利用者に安全・安心のサービス提供が出来るように活動をしていきます。

<年間予定表>

月	年間予定表
5 月	菖蒲湯
6 月	入浴機器の点検
7 月	2階・3階利用者の入浴形態、入浴表の見直し・
10月	入浴機器の点検

12月	柚子湯・2階・3階利用者の入浴形態・入浴表の見直し
2月	入浴機器の点検

### (3) 食事委員会

#### ①五感で楽しめる食事

利用者の希望や職員からの意見（嗜好調査年2回）を、栄養課と連携し献立のバラエティーを増やすと共に、季節の食材を献立に多く取り入れ、活動として利用者が五感で楽しんで食事摂取が出来るように取り組んでいきます。

#### ②個々に合う食事形態の食事提供

利用者の意見や要望を、食事摂取状況・状態に合わせ看護・栄養課と相談し利用者1人1人の食事形態の変更や見直しを行い、安全・安心な食事摂取、出来る限り自力摂取ができるように取り組んでいきます。

#### ③感染症予防への取り組み

食中毒等による感染を予防するために、使用後はシンク周り、キッチンの清潔を保ち、物品の整理整頓をすることで、家庭的な雰囲気作りを通して、職員の意識向上を図っていきます。

#### ④口腔ケア

看護・歯科医師の協力のもとに介護職員を中心として、利用者の口腔内の状態を把握し個々に合った口腔ケア、見直しを行い誤嚥性肺炎・認知症の予防、また、食べる意欲の改善を図り、利用者が美味しく楽しみながら食事を召し上がっていただけるように取り組んでいきます。

#### ⑤栄養マネジメントによる個別食事形態への提供

栄養計画書については、利用者・ご家族に説明、意向の確認をし多職種と連携して、個々の栄養摂取状況・食事形態の引継ぎをしていきます。また、食事時における利用者の状況・状態変化に気付くことで健康管理も視野に入れていきます。

#### <年間予定表>

月	年間予定表
4月	食堂環境整備 行事食（お花見）
5月	行事食（端午の節句）
6月	利用者への嗜好調査
7月	食堂環境整備・感染症予防の引継ぎ（食中毒） 行事食（七夕・納涼祭）
9月	行事食（敬老会）
10月	食堂環境整備
11月	利用者への嗜好調査・感染症予防への引継ぎ（ノロウィルスへの予防）



12月	行事食（クリスマス会・もちつき）
1月	食堂環境整備 行事食（新年会）
2月	行事食（節分）
3月	行事食（ひな祭り）

※季節ごとに旬の食材を使用し、利用者の希望に添えるように努力していきます。また、年中行事以外にも、鍋・寿司バイキング等の行事食をユニットでの企画にて取り入れています。

#### （４）整容委員会

##### ①安全で快適な居室空間づくり

今年度は居室単位にて担当者による清掃に取り組み、清潔感ある環境を整えます。

##### ②環境整備を通じた感染症予防

今年度は特に昨年度の経験を踏まえて、感染症予防対策に重点を置いて活動を行います。加湿器の導入や感染予防に効果のある消毒液等の物品を事前準備し、感染症予防対策マニュアルを作成していきます。また、リネン交換後の汚染されたシーツを運ぶ台車を購入し、リネン交換からの飛沫感染の予防をしていきます。

##### ③清潔感ある居室、リネン交換への取り組み

週2日リネン交換日を設け、その曜日に一度に交換をしていき、その他の日には時間の有効活用を考え、余暇活動や居室清掃に取り組み、業務効率を図ります。また交換日以外に、リネンに汚れがある際は随時交換し、環境面での清潔保持に取り組みます。

#### 〈年間予定表〉

月	年間予定表（定期清掃年間6回）
4月	定期清掃
5月	厚掛け布団から薄掛け布団へ変更
6月	定期清掃 利用者衣替え（薄着）
7月	ベットマット消毒 厚掛け布団クリーニング
8月	定期清掃
9月	薄掛け布団から厚掛け布団へ変更
10月	定期清掃・加湿器導入への打ち合わせ
11月	加湿器導入
12月	定期清掃 薄掛け+厚掛け布団へ
3月	定期清掃・薄掛け布団クリーニング

#### （５）安全委員会

##### ①身体拘束ゼロの継続

身体拘束ゼロを引き続き実践していきます。毎月最終月曜日には身体拘束についての勉強を行い、職員全体で、改めて考える場を設け「むさしの身体拘束ゼロ」の理解を深めていきます。安全委員会が先頭に立ち予想されることを再確認し、予防することで個人に合った介護サービスを提供します。

## ②コミュニケーションにおける言葉の拘束

安全委員会では言葉の拘束を年間目標に掲げ、取り組んできましたが、職員への周知が出来ていないため、言葉の拘束について考えます。利用者への名字での呼びかけや声かけとして指示的・命令的表現や行動を制限するような言葉、常に言葉一つ一つを選択しながら、委員が言葉の拘束についての知識を身につけ、勉強会を通して職員の意識を持てるよう取り組みます。

## ③ヒヤリハット報告書を活用し、セーフティーマネジメントへの取り組み

ヒヤリハット件数の減少を目指します。報告書の内容を再度検討、有効活用し同一利用者・同様事故を予防し、早急な対応と確実な引き継ぎを行い、利用者1人1人の個別ケアを行い、安心・安全・安楽な生活を過ごせる環境を提供していきます。ヒヤリハットからのデータをもとに、時間帯ごとでの予想される事故を一覧表に作成し、一目で分かる形で全職員への周知を促します。統一した介護を行い予想される事故を未然に防ぐことが出来るよう、セーフティーマネジメントに一層取り組みます。

### <年間予定表>

月	年間予定表
4月	離床センサーの見直し 1回目
5月	必要物品の保管場所・倉庫の整理整頓
6月	車椅子の点検①（ブレーキの確認）
7月	車椅子の点検②（空気入れ）
8月	車椅子の点検③（ネジのゆるみ）
9月	前期ヒヤリハット報告書のまとめ
10月	離床センサーの見直し 2回目
11月	椅子の点検
12月	ナースコールのチェック
1月	床頭台のロック確認
2月	来年度事業計画作成
3月	後期・年間ヒヤリハット報告書のまとめ

\*定期清掃の実施日には定期清掃終了後、当日出勤者による各居室のベッドロック等の確認を行い、安全への環境整備に取り組みます。

## (6) 広報委員会

①利用者・ご家族・地域・職員が、四位一体となった誌面構成

利用者・ご家族・地域の方々・職員の皆様にむさしのの生活の楽しさ・充実さが伝わる誌面の構成を目標に活動をしていきます。

②チームアプローチ

今まで発刊をしてきた取り組みの見直しをしていきます。その中で介護保険制度の仕組み・流れ、各ユニット紹介等の掲載を通して、むさしのの活動がわかるように、多職種と協力して特別企画を各号にて掲載していきます。また活動・取り組みの中でPC技術の向上、分かりやすく・楽しみがあり・表現の工夫、多様さを身に付けることができるように活動をしていきます。

③地域活動について

現在、4つの事業所及び病院にむさしのの広報誌を設置しています。介護者教室や防災訓練等の予告と実施報告も掲載し、地域のコミュニティー誌としての役割を目標とし活動に取り組んでいきます。今年度は地域、図書館などの公共施設と設置交渉を行い、広報設置場所拡大が出来るようにしていきます。

④利用者・ご家族・地域活動の掲載

定例広報誌の他、月間予定表も配布し行事やクラブ活動、利用者誕生日など、日々の活動もより分かりやすく掲示します。また、広報誌に投稿欄を設け、福祉や施設に関する質問・意見、介護体験などを募集し掲載していきます。利用者の皆様が良い思い出・アルバムになるように生き生きとした豊かな表情を掲載し、多くの利用者の掲載が出来るように取り組んでいきます。

<年間予定表>

月	年間予定表
4月	春号編集・地域における広報設置場所への交渉開始予定
5月	春号発送予定
6月	夏号に向けての情報収集・PC技術交流
7月	夏号編集・地域における広報設置場所への交渉開始予定
8月	夏号発送予定
9月	秋号に向けての情報収集・PC技術交流
10月	秋号編集
11月	秋号発送予定
12月	冬号に向けての情報収集・PC技術交流
1月	冬号編集
2月	冬号発送予定
3月	春号に向けての情報収集・PC技術交流

## 看護

看護と介護の連携を一層密にして、専門職として利用者の生活援助（身体面・精神面）や健康管理を通して疾病の予防、早期発見、早期治療及び介護職員の医療的知識の向上に努めます。

### 1 健康観察

健康状態を把握し、健康の保持増進及び疾病の早期発見を行い、心身ともに安定した生活援助が出来るように支援します。

### 2 健康診断

インフルエンザ予防接種（年 1 回）、栄養マネジメントにおける採血検査、年間を通じ定期的に健康診断を計画、実施しそのデータに基づいて適切な助言をして健康状態を把握します。

### 3 協力病院との連携

協力病院との連携を図り、疾病への早期治療を行ないます。また受診の付添い及び、医師からの説明・受診状況の把握・受診後の結果を介護職員が周知出来るように引継ぎをしていきます。

### 4 介護職員の医療的知識の教育・向上

利用者の重度化傾向にあるため、研修を通して教育指導（新人職員・介護職員）を行い、医療的知識の向上を図ります。介護職員も異常の発見ができ、報告・連絡を通して、早期治療への生活援助ができるようにしていきます。

### 5 看取り介護について

「むさしの看取りに関する指針」を理解し勉強会、研修会を通して専門職の知識を身に付け、嘱託医の協力のもと、専門性と役割を明確化し連携・機能するように取り組んでいきます。

### 6 感染症対策について

施設内での感染症対策及び発症を未然に防ぐことに努め、職員への教育・指導を強化していきます。

### 7 他職種と連携について

生活援助・利用者処遇にて、他職種の専門職が処遇・会議・検討会にて 1 つの問題・課題に関わり、専門職として生活援助への知識向上に努めます。

## <年間予定表>

月	研修内容（バイタル測定、吸引器、SPO2（酸素流量について）、経管栄養、外傷等の処置、発熱時の対応、急変時の対応、（心配蘇生法・アンビュー・AED）、感染症について、血糖値測定・インシュリンについて
4 月	新人研修（新入職）
5 月	利用者健康診断・職員健康診断・利用者採血・結核健康診断予防接種月報

6 月	介護研修（常勤・非常勤）
7 月	新人研修（新入職）
8 月	利用者採血 介護研修（常勤・非常勤）
10月	新人研修（新入職）
11月	特定業務従事者健康診断・利用者採血・介護研修（常勤・非常勤） 利用者・職員インフルエンザ予防接種
2 月	利用者採血・介護研修（常勤・非常勤）

## リハビリ

開設 5 年を経過し、入所の長期化及び入所者の高齢化から、各入所者の心身機能及び身体構造面における低下がみられます。これらにより入所者の活動面及び参加面における制約も起きてきており、リハビリテーション部門としては各入所者の心身機能・身体構造の維持・改善を目標とし、更には活動面、参加面においても効果をもたらすことができるよう種々アプローチを行っていきます。また、生活機能の維持・改善のみでなく、生活を支援する介護職との連携を図り、介助方法や、生活活動における動作方法の提案及び指導等についても力を入れて行きます。

### 1 機能訓練

医師の指示の下に行う、医療的なリハビリテーションとしての機能訓練、利用者個々の生活環境・身体機能を再度見直し、機能訓練が生活の場で活かされるための訓練を提供していきます。内容として、生活に密着した動作の訓練は訓練室のみならず、居室・フロア・トイレ・浴室等においても行います。咀嚼・嚥下のための訓練も行い、誤嚥防止に努め、生活援助にも関わっていきます。物理療法・マッサージを有効に使い利用者が機能訓練を進んで行えるようにしていきます。しかしながら、長期的に機能訓練としてアプローチしてきた入所者において、いかに活動、参加を高めていくかを考慮しながら、機能訓練を提供していきたいと考えています。

### 2 アクティビティ

利用者個々の趣味活動が「やりたい時に、やりたい事を。」を基本とし、提供できるよう、環境作りに努めます。

各入所者の障害に合わせたものを選択できるよう、各種研修、各種文献からアクティビティについて勉強します。

### 3 介護方法の検討

利用者個々の身体状況変化による介助方法の変更を、利用者本人と介護者との話し合いで決定し、各利用者に対し介助ができるように職員やご家族へ実践の中で指導にあたる。また、変化のない利用者の介助についても確認を行っていく。

自助具や福祉用具の導入及び作成を行い、介護力軽減をはかり、更には自立支援に

つながることも目標とします。

#### 4 介護予防

介護予防については、デイサービス部門の担当となるが、特養においても、介護度を重くしないという観点から、重要な考え方になる。このため、機能訓練においても、介護予防の考え方を導入しながら実施します。

#### 5 転倒予防

生活の中での転倒、転落事故について、現在「ヒヤリハット」として原因の追究、再発防止に努めているが、この中で、転倒につながったと思われる動作について評価を行い、問題となる動作の改善方法を検討し、介護スタッフと共に生活の中で良好な動作を行えるよう援助していくことで、これらを予防します。

#### 6 リハビリテーション実施計画・ケアプラン作成

機能訓練の実施に当たり、各人個々にリハビリテーション実施計画書の作成が必要となる利用者には理学療法士が、随時入所者の身体的変化や、環境の変化等に応じ担当していきます。ケアプランについては、年間 2 回のケアプラン作成時に個々の実施計画書、ケースカンファレンスにて利用者の身体状況・訓練状況の引継ぎをしていき、現場において統一した援助ができるようにしていきます。

#### 7 機能訓練の実施について

リハビリテーション部門のスタッフ配置が、常勤マッサージ師 1 名と非常勤理学療法士 1 名である。個別機能訓練については、1 人の訓練士が対応可能となるのが、1 日 10 名（入所者 1 名に対して 30 分程度）程度となり、対応可能な人数は月延べ 200 名となります。これを目標としました、効率的、機能的に訓練が実施できるよう、訓練機器の導入を検討し、これにより、訓練室・各フロアでの機能訓練を行うことを今年度は計画、実施していきます。

## 相談

### 1 相談援助

利用者・ご家族からの相談に対してはその都度対応し、丁寧な対応を心がけ、施設全体で援助できるような環境作りを進めていきます。利用者・ご家族との日々のコミュニケーションを大切にして、気軽に相談しやすい関係作りを目指していきます。相談援助の記録は、施設介護情報システムを用い、個々の利用者の記録として介護明細上に残し、相談援助業務、サービス向上に役立てていきます。

### 2 入所について

#### (1) 特別養護老人ホーム

円滑な特養入所を実施していく上で、開所から 6 年目を迎えるにあたり、すでに入所申し込みを頂いている方々へ書面にて現在の状況を確認し、パソコン上の入

所判定会議申し込み名簿の整理を進めていきます。そして、有効的な居室の活用が出来るように、ご家族への連絡・調整を円滑に行い、他施設・事業所、病院等、関係機関との連携を図り、入所のご案内をしていきます。

### (2) 短期入所生活介護

定員14床のベッドを可能な限り有効に利用出来るように、ショートステイ利用者のニーズを汲み取り、より多くの方々が利用して頂けるような受け入れ環境を整え、各職種（介護、看護職員・看護師・管理栄養士・機能訓練指導員）と協同しながら、利用者への援助を実施していきます。介護困難な事例や医療頻度の高い方等の利用に対しても、各セクション間の情報の共有化を図り連携を強化し、柔軟な対応を心がけ可能な限り受け入れに努めていきます。また、地域福祉の社会資源としての役割を考慮し、空床の有効利用を行い、積極的に緊急時のショートステイ受け入れを実施していきます。

## 3 ボランティア

入所されている利用者の生活を支援するため、地域・近隣住民の施設でのボランティア活動の受け入れを引き続き実施していきます。施設でのボランティア活動を安心・安全なものとする為、ボランティア保険への加入を勧めていきます。また、年1回、ボランティアの皆様をお招きし「ボランティアの集い」を開催します。生きがいを支援していくクラブ活動ボランティア、生活を援助していくボランティア、行事でのボランティアを中心に計画し、具体的には以下の内容となります。

### (1) 生活援助ボランティア

2名の方のボランティア活動があり、清拭作りのボランティア、夕食後片付けのボランティアの内容となります。

### (2) クラブ活動ボランティア

クラブ名	実施日	クラブ名	実施日
書道クラブ	毎週水曜日	音楽クラブ	毎月第2水曜日 第4金曜日
カラオケクラブ	毎月第1金曜日	大正琴クラブ	毎月1回
お茶クラブ	毎月1回	演芸クラブ	2ヶ月に1回
エレキクラブ	3ヶ月に1回	三味線クラブ	3ヶ月に1回
ハーモニカクラブ	3ヶ月に1回	落語クラブ	年間数回

### (3) 行事ボランティア

納涼祭、餅つき等の行事について、ご家族・地域住民の方々にボランティアの参加を依頼・調整をしていきます。

#### 4 実習生・体験学習

今年度は実習生の受け入れ人数の増加が予測される為、学校との連絡・調整を密にし、これまでの蓄積されてきたノウハウを活かし、実習生へのサポートを担当者間で強化し、丁寧な指導を心がけていきます。実習終了後、実習日誌や評価表、証明書等の準備を円滑に実施します。

近隣の小学校による総合教育の一環としての見学や、中学校の体験学習の受け入れを積極的に行い、入居者への理解を深め次世代を担う生徒さんへの教育の場を提供していきます。

#### 5 チームアプローチ

利用者の対応に関して急を要する際は、各セクションで集まり、今後の対応について迅速に協議して、援助内容の検討・変更に努めていきます。各職種間が情報を共有できるように調整し、利用者へのサービス向上に努めていきます。また、利用者の外出機会を多く設ける為、外出行事の際は、職種の協力を得ながら、生きがいの支援をしていきます。日々の生活の中で、専門職としての役割、フロア一担当制による密な利用者との相談援助をしていきます。生活援助では、他職種との報告・連絡・相談・確認をすることで、利用者・ご家族の生活が支えられるように日々、相談援助業務を行っていきます。

## 地域課

### デイサービスセンターむさしの

昨年度から、介護予防サービス及び予防給付を開始致しました。介護保険制度の基本理念である「自立支援」を今まで以上に徹底し、これまでのむさしのの特徴である個別ケアを継続しつつ、効果的かつ効率的なサービスの提供を目指していきます。介護予防は利用者がより良く、自分らしく暮らす為の取り組みであり、デイサービスにおいても、現在の在宅での暮らしの継続や望む生活の獲得に活かせるような援助を実施していきたいと思えます。

#### 本年度の目標と内容

##### 1 介護予防サービス提供の維持・向上を目指します

- (1) 今年度は職員の介護予防に関わる専門資格の取得を目指し、一人でも多くの職員がより専門的な視点や技法を身につけ適切なサービス提供ができるようにします。
- (2) 今後も、介護サービスから介護予防サービスの対象者へ移行となり、引き続き当事業所の利用を希望する利用者への介護予防サービスの提供を継続していきます  
また外部からの介護予防サービス希望者も昨年以上に柔軟に受け入れられよう体制



を整えます。

- (4) 介護予防サービスは以下の項目を提供します。対象者には個別計画を作成しそれぞれに適切なサービスが提供できるように図ります

アクティビティ加算の実施

- ①利用者の持っている身体能力を生かし高める予防的な体操の実施
- ②利用者のニーズに合わせた機能訓練的身体活動やレクリエーションの実施
- ③リハビリ的要素を含んだ趣味活動や作業の実施
- ④口腔体操の実施

- (5) 趣味活動室を介護予防体操だけでなく、サービス充実のためにより幅広く有効に活用し必要な用具を揃えていきます

- ① これまでのゴムボール等の用具に加えバランスディスクを購入し、常に興味や意欲をもって取り組めるように内容も工夫していく。
- ② 介護予防体操のマンネリ化を防ぐ為、常に新しい内容を考え取り入れていきます。今年度は介護予防体操を始めて3年目になるため、過去の経験を踏まえ利用者の障害の部位や症状の度合、異なる運動能力、その日の体調や気分等を考慮し、身体機能のレベルに応じたグループ分けやそれに見合った内容の実施を考え、誰もが楽しめるように工夫していきます。
- ③「健康づくり」や「心身を癒す」ことができるコーナーを設け、利用者が希望するときに取り組めるようにしていく。

- (6) 介護予防サービスの対象となる利用者が、これまでのサービスから新しいサービスへと身体的・精神的にスムーズに移行し、それぞれの目標に向かって主体的・意欲的に取り組めるような援助を心がけます。

- (7) 職員全員が介護予防サービスについて理解を深め、より連携して今後のサービス向上に反映させていけるように引き続き、内部研修はもちろん外部研修への参加を推進します。

## 2 個別機能訓練加算の実施

- (1) 19年度7月から加算開始の個別機能訓練加算を継続し、今年度も利用者の持っている能力を活かし、より適切なサービスを提供をしていきます。
- (2) 介護予防サービスと同様の内容を、利用者の選択により実施します。
- (3) 職員の創意工夫や用品を効果的に使用し、リハビリ効果を持つ遊びやレクリエーションを実施します。
- (4) 手先を使い、脳を刺激し活性化するようなゲームや活動も今年度は種類を増やしていきます。

## 3 日常のサービス（共通的サービス）の個別化・差別化を継続し、サービスの質の維持・

向上に努めます

- (1) 居宅サービス計画書に沿って利用者一人ひとりの個性や気持ちを考慮した通所介護計画書を作成し個別のサービスを提供します。  
また今年度から、ケース担当職員による定期的な利用者個々の評価シート作成、および通所介護計画書の見直し変更等に取り組みたいと思います。
- (2) 今年度は個別ケアをさらに深め、普段できない利用者にはできる自信と喜びを、普通にできる利用者にはこれまでにない意外な面白さや楽しみを感じてもらえるようなレクリエーションの内容を工夫していきます。
- (3) 病気・障害の状況及び年齢に関係なく、どの利用者もともに仲間意識を高め明るく生き生きと活動に取り組み、交流していけるような環境づくりと援助を心がけます。
- (4) 今年度も、終日利用者が安心してさまざまな活動に取り組めるように看護師による健康管理・把握の徹底、見守りの実施・助言等を強化します。
- (5) 口腔ケアサービスについては、今年度は利用者・職員の口腔ケアに対する意識を高める為、外部から専門家（歯科医や歯科衛生士）による指導の導入を考えます。  
その機会を活かし今まで画一的だった口腔ケアの個別化を目指します。
- (6) 利用者の気持ちを大切に1人の人として尊重し、「やさしい態度と丁寧な言葉」を職員は徹底して実行していきます。
- (7) 個人情報取り扱いには十分に配慮をします。

《日常のサービス》

健康管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 活動開始前にバイタル測定（血圧・体温・脈拍）、心身の健康状態の把握と確認をする。</li><li>・ 日中の見守りと体調不良時・急変時の対応をする。</li><li>・ 必要時は薬の管理や服用の介助をする。</li><li>・ 体重測定をする。 (今年度は家族の意見を取り入れ、入浴時に衣類を着用しない状態で測定を実施)</li></ul>
日常動作訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者それぞれが在宅での生活を維持・向上できるように、心身の機能を十分に活用し援助を行う。またレク・趣味活動を通し、個々に適した動作訓練を行う。</li></ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 昼食（選択食）は各利用者の好みやADL状況を考慮したおいしい真空調理を提供し、必要な場合は介助をする。また主な行事では季節感を取り入れた行事食を提供する。</li><li>・ 食前は全員口腔ケア体操を行う。</li><li>・ 食後は全員口腔ケア(歯磨き・うがい)を実施、介助する。</li></ul>

入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体の清潔を保ち心理的にもリラックスできる時間として大切に考え、利用者の状況に応じた入浴を提供する。</li> <li>・ 同性介助を基本とし実施する。</li> <li>・ 入浴中の体調変化に留意、入浴実施中は常に看護師が待機し見守る。皮膚状態の確認、必要時は処置等を行う。</li> <li>・ 浴室内の移動・移乗に注意すると共に、自立者にも気を配り、転倒・転落に留意する。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者それぞれの排泄リズムを大切にし、個々の状況に応じた誘導や介助を行う。</li> <li>・ 介助や管理を要する利用者の排泄状況を記録する。</li> <li>・ 同性介助を実施し、プライバシーへの配慮を徹底する。</li> </ul>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が安心して乗車できる運転を心がけ、楽しい会話や雰囲気作りに配慮する。</li> <li>・ ワゴン車には必ず職員が添乗し、安全の確保をする。</li> <li>・ 送迎時の家族とのコミュニケーションを大事にしていく。</li> </ul>

4 趣味活動やレクリエーションを計画的に実施し、利用者個々に適切なサービスが提供できるように努めます

- (1) アンケートや懇談会、また個々のコミュニケーションを通して利用者の趣味や興味また希望を把握し、できる限りその思いを大切に生かしたいと思えます。
- (2) 利用者の心身の機能を最大限に生かした援助を心がけ、過剰な援助や保護をしないようにします。
- (3) 利用者個々のニーズを見出し、個別にまたはグループ活動の中でそのニーズに沿ったレクリエーションや作業プログラムを提供していくことで、一人ひとりのデイでの生活を活性化できたらと考えます。
  - ①地域性や立地条件を活かし、季節ごとに自然とふれあい楽しめるような工夫をしていく。また、テラスでは花栽培の他、利用者が進んで外に出て過ごしたくなるような空間づくりを考えたい。
  - ②作業・趣味活動はひとつのものを長期間かけて仕上げるものと、誰でも気軽に取り組みその日に持ち帰ることができる簡単な手芸や創作物を提供し、定期的な変化をつけ、利用者の意欲や満足度を深めていく。
  - ③今年度は個別機能訓練に関わる内容を充実させるため、全体的に機能向上・維持を視点に、軽いスポーツやゲーム・体操、ダンスなど、手足や体を動かす活動的なプログラムを多く提供する。また歌を歌う、楽器を演奏するなどグループ活動も有効に取り入れる。
  - ④利用者にとって懐かしい昔のものを素材として取り入れ、心身の活性化に活

用する。(昔のよい香り、紙芝居、映画・写真、遊びなど)

⑤ボランティア(太鼓、踊り、琴、歌謡、ハーモニカ、茶道、華道、書道など)、また利用者の話やゲーム相手をしてくれるボランティアをもっと多く、定期的に受け入れる事を検討していく。

⑥各利用者の生活環境や身体状況を考慮した物品及びリハビリ効果の高い物品(モザイクデザインビーズ・ベルハーモニーディスク・リズム太鼓セット・影絵カルタ等)を購入し、今まで興味を持たなかった利用者にも自らの意思で参加していただける環境を提供していきます。

(4) 利用者の休養したい、何もしたくないという気持ちも個々の自由と主体的な活動と考えると尊重し、リラクゼーションの時間には雰囲気作りを心がけます。また足のマッサージやホットパックなども有効に活用し、利用者の満足度を高めるように努めます。

(5) 楽しさと同時に利用者の安全に常に配慮し、環境整備や職員の見回り・気配り・心配りを強化していきます。

(6) 利用者との話す時間を大切に考え、できる限り会話に努めます。

## 5 相談業務の強化維持を図ります(家族・事業所との連絡を密にしていきます)

(1) 利用者・家族等に対して、利用に伴って発生する問題や生活上の諸問題に関する相談に個々に対応します。(個別面談、随時事務連絡配布、連絡帳の活用、随時報告・意向確認)

(2) 居宅支援事業所・他のサービス提供機関との連絡・調整を密にし、チームケアの根本である信頼関係を保持します。また、信頼される事業所として利用者確保に努めます。(毎月の利用者状況報告書発行、随時利用状況報告、サービス担当者会議出席、行事招待、広報配布、体験利用の案内)

(3) 利用者の家族等との意見交換の機会や交流を図ります。(納涼祭・餅つき会等の家族交流、利用者・家族との懇談会の開催)

(4) 利用者の権利を擁護すると共に、要望・苦情に関するサービスを迅速に解決し、社会的な信頼の向上を図ります。(相談・苦情の経過記録報告、行政への事故報告書・再発防止報告書提出)

(5) 利用者のデイでの状態を常に把握し、介護に関わる職員に的確なアドバイスをしていきます。

(6) 利用者の新たな情報を速やかに職員全体に報告していきます。

## 6 行事や誕生会

(1) 毎月季節感あふれる行事を実施し、みんなで楽しみます。

【年間行事計画】

月	行事名	内容・目的
4月	お花見	<ul style="list-style-type: none"> <li>花見外出（市内巡りドライブ）</li> <li>デイテラスにて花見をする。 外でおやつを食べ、軽いレク等で楽しむ。</li> </ul>
5月	お菓子作（お好み焼き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全員で作る楽しさを味わってもらう。</li> </ul>
6月	外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>季節の花々を楽しむ。 せせらぎ菖蒲園、あじさい公園、山崎公園</li> </ul>
7月	七夕 納涼祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>短冊に願いを書き、笹飾りを作る。</li> <li>家族を招いて施設納涼祭に参加し、手作り品展示や販売を行う</li> </ul>
8月	スイカ割り	<ul style="list-style-type: none"> <li>スイカ割りをする事により、季節感を感じていただく。</li> </ul>
9月	敬老会	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿を祝い、職員の演芸、もしくは合奏などを披露する。</li> </ul>
10月	焼き芋会	<ul style="list-style-type: none"> <li>種子島の珍しいお芋で焼き芋をして楽しむ。</li> </ul>
11月	紅葉観賞	<ul style="list-style-type: none"> <li>紅葉外出（市内巡りドライブ）</li> </ul>
12月	クリスマス会  もちつき会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ツリーを飾り、みんなで生クリームケーキを作り楽しむ。 家族を交えて年末行事を行う。</li> </ul>
1月	初詣(新年会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>川越喜多院への初詣外出と行事食で新年を祝う。</li> </ul>
2月	節分 ビデオ鑑賞会	<ul style="list-style-type: none"> <li>豆まきやゲームで楽しみながら、厄を祓う。</li> <li>利用者の希望する作品を鑑賞する。</li> </ul>
3月	ひな祭り 作品展	<ul style="list-style-type: none"> <li>雛人形飾りを全員で作る。</li> <li>南畑地区の作品展に協力参加する。</li> </ul>

- (2) 利用者それぞれの誕生会を、誕生日に近い利用日に実施します。誕生カードに職員一人ひとり寄せ書きを贈り、みんなで温かくお祝いをします。
- (3) 主な行事には、多くのご家族に参加してもらうよう呼びかけ、内容を充実させます。

## 7 安全・安心への意識を高め、環境作りに努めます

- (1) くつろぎの空間確保に努めます。  
(ベッドコーナー、談話・ゲームコーナー、図書コーナー、日光浴コーナーの継続)
- (2) 利用者の安全を確保するため、適宜業務マニュアルの見直しを行い改善・実

行します。

- (3) ヒヤリハットや事故に注意し、起きた場合は速やかに報告、再発防止対策を検討し周知徹底します。
- (4) 施設内の清掃・消毒をこまめに実施して清潔を保ち、感染予防のため手洗いや消毒を徹底します
- (5) 防災や緊急時の対応強化のため、研修や訓練に積極的に参加します。
- (6) 職員の資質向上のため、研修等に積極的に参加します。

#### 8 委員会活動への参加に努めます。

- (1) 部署ごとの意見交換を積極的に行い、業務の見直しや改善を図ります。
- (2) 定期的に会議を開き、各課共通の問題についての検討や統一の場として活用します。

#### 9 職員の育成・資質の向上に努めます

- (1) 職場の方針であるOJTを実践し、日々職務に従事する中で互いに介護職として必要な技術を高めあうようにします。
- (2) 職員は常に緊張感と細心の気配り・目配り・心配りをもってサービス提供に従事し、小さな気づきを大切にして利用者の益となるように活かし、最後まで責任を持って行動できるように努力します。
- (3) 職員一人ひとりがあらゆる場面において冷静・的確な判断で対処でき、利用者やご家族の信頼を得られるようさらに接遇マナーの向上に努めます。
- (4) 職員は常に幅広い分野に興味を抱き、人間性を豊かに感性を磨く努力をし、利用者の気持ちに沿ったサービスを提供できるようにします。
- (5) 職員は自分の役割を自覚しチームである仲間と連携・協働し、ともに高めあう関係を大切にします。
- (6) ヒヤリハットの周知徹底を職員全員で書面にて確認・検討し、事故の再発防止に努めていきます。
- (7) ケース担当者の役割をマニュアルに従って確実に実施をしていきます。
- (8) 送迎時、今まで以上に利用者の安全に配慮して行く為、新たな安全運転マニュアルに従い、職員一人ひとりの安全意識の向上を目指していきます。

#### 10 ボランティア活動、デイ体験、見学、実習生を積極的に受け入れます

- (1) 地域ボランティアを積極的に要請・依頼し、交流と連携を図りつつ、サービスの特色化へとつなげます。
- (2) デイ体験や見学者を無料で受け入れ、地域の人々も気軽に出入りできる事業所として利用者確保にも反映させていきます。

(3) 実習生等を受け入れることにより、利用者の活性化と職員の業務に対する意識の高揚を図ります。

#### 1.1 地域との関わりを深めます

- (1) 常に地域へ目を向け、地域ともに歩むという考え方を職員に定着させ、より開かれたデイサービスにします。
- (2) 定期的に地区高齢者の方々をデイサービス1日体験に招待し交流を図ります。  
(介護予防体操体験、配食サービスの試食会実施など)
- (3) 利用者・職員共々、地域の催しに積極的に協力・参加していきます。  
(南畑ふるさとまつり作品展、市民ホール作品展など)
- (4) 地域の幼稚園児、小学生などを招いて交流の機会を設けます。

### ヘルパーステーションむさしの

#### 今年度の方針

現在、訪問介護は、地域性も反映しているためか、未だに訪問介護サービスを利用するということが浸透していないようです。今年度は、無理な事業展開は行わず、地域や利用者の状況を見守りながら、需要がある時に検討し対処していきたいと思えます。

- 1 ヘルパー職員は他の事業と兼務とし、今後の需要に応じヘルパー業務にかかわっていきます。
- 2 サービス提供責任者及びヘルパーは、自己努力や職場内部の研修や外部研修への参加により、常に職員としての資質向上に努めます。
- 3 介護予防サービスの視点である自立支援と、利用者の主体的な参加を促すこと、及び利用者の生活に不足する部分を援助していくことを大切にします。
- 4 居宅サービス計画書の内容に伴い、利用者及び家族の気持ちや要望を組み入れ訪問介護計画書を作成、こまめに評価及び見直しを実施します。
- 5 実績記録、サービス提供記録を確実に、内容を充実させます。
- 6 担当の居宅支援事業所への連絡・報告をこまめに行い、担当者会議への出席や場合によってはサービス内容の変更や検討を提案していきます。
- 7 サービス提供にあたっては誠意と責任ある対応で、利用者との信頼関係を大事にしていきます。
- 8 個人情報の取扱い義務を踏まえ業務にあたります。

### 在宅介護支援センター

平成19年3月から富士見市役所高齢者福祉課内に、高齢者の心身の健康維持や安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関として富士見市中央地域包括支援センターが設置されました。それに伴い市内を3ヶ所(中央、西、東圏域)の地域に分

けて市内3つの在宅介護支援センターが相談先となりました。

当支援センターは、東圏域の南畑、水谷東、水谷地域の担当となり、南畑以外は新規担当地域となりました。

大幅な担当地域の変更により新規担当地域が増えたため、地域の実情を把握する実態把握調査の戸別訪問や、関係機関、地域住民に「まずは知っていただく」を念頭に介護者教室やあんしんネットワーク会議事業を展開しす。

在宅介護支援センターは、老人福祉法において、市町村が行うべき老人福祉に関する必要な情報の提供並びに相談及び指導等の実施機関とされており、市町村行政の代替機能を担っています。

また、保健、福祉、医療の総合相談窓口として、地域住民に最も身近な場所で、地域の高齢者に対してその役割を担っています。

高い公益性を有するその特色からも、運営費には公費が投入されていますが、その公費の有効な活用や、当支援センターの実績を地域住民に対して十分に活かせるよう様々な機能の充実を図るため、本年度は下記のように事業を展開していきたいと考えています。

## 本年度の目標と内容

### 1 地域活動・地域に密着して取り組む3本の柱として

#### (1) 実態把握

- ① 担当地域の状況を常に把握し続け、社会的な支援を必要とする高齢者（独居、日中独居、高齢者世帯、要援護高齢者等）を早期に発見・対応するため実態把握調査を実施します。上限が150件と設定されていますので、適正に実施できるようにします。
- ② また、支援の必要な高齢者及び介護者等には、社会資源や介護保険サービス等の情報提供を行い、関係機関と連絡調整し介護等に関するニーズに対応した保健、福祉、医療サービスが総合的に活用できるよう支援します。
- ③ 各種の保健及び福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護高齢者等に関する基礎的事項、支援の内容及び実施状況、サービスの利用意向並びに今後の課題を記載した台帳を整備します。

#### (2) 介護者教室

- ① 介護者教室を通じて、高齢者本人・介護者等の顕在するニーズや潜在しているニーズの気づきの場になるよう自立支援のための情報提供や指導・助言を行います。
- ② 各地域で行われている「ふれあいサロン」等に出向き、地域の実情を踏まえながら地域との交流を図るとともに、高齢者が寝たきりや認知症になること、あるいはその状態が悪化することを防ぎ、できる限り健康でいきいきと生活が送れるよう広報活動を行い、相談につなげることにより問題の早期発見や必要な情報提供を行う啓発活動を推進します。

#### (3) あんしんネットワーク会議



- ① 南畑地区社会福祉協議会の常任委員・福祉委員として同地区社協会議や地域行事に参加していくことで、地域内各組織との連携を深め、地域における高齢者への支援や見守り活動、地域支援体制の一端を担うよう活動していきます。
  - ② 南畑地域以外は、地域内各組織や関係機関と連携していくことで、高齢者が地域で安心して暮らせるようなネットワークの構築に努めます。
  - ③ 平成19年12月に民生委員・児童委員の改選が行われ、地区によってはほとんどの委員が新任という地区がありました。地域の、より身近な相談相手としての民生委員との地域状況の把握とネットワークを築くための情報交換会を行います。
- 2 総合相談支援等・地域の高齢者等が自立した生活を営むために
- (1) 電話・来所による相談対応のほかに、積極的に訪問相談を行い、介護が必要な高齢者等及び介護者に対して適切な介護保険サービス等が利用できるよう支援します。また、利用者や地域住民の視点に立ち親身な相談と支援活動を進めます。
  - (2) 困難事例への対応としては、地域包括支援センターをはじめ関係機関、民生委員、地域住民と連携構築を行い、必要に応じて適切で迅速な対応を図れるよう実施していきます。
- 3 その他
- (1) 富士見市地域包括支援センターと定期的に連絡調整会議を行い活動報告や情報交換を密にし、地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携を深め総合的に高齢者を支えます。
  - (2) 19年度は、民生委員や地域内組織からの施設（特養、デイサービス）見学の依頼が増えましたが、施設入所者や利用者のプライバシーに配慮しながら、施設理解や施設の社会化、地域との共生を引き続き進められるよう母体法人と連携しながら可能な限り受け入れていきます。
  - (3) 高齢者の権利を守る観点として、研修参加や自己研修に進んで参加し、相談員としての専門性向上や見識を深め、事業の質を高めながら持続的な支援が可能となるよう努めます。

## 居宅支援事業

昨年5月より居宅支援事業所の介護支援専門員が兼務職も含め4人体制となり、各サービス利用者への支援サービスがこまやかに遂行でき、相談やプランの受け入れも円滑に実施できるようになりました。また「支援センターむさしの」の役割や活動状況が地域関係者や一般にも徐々に認められ信頼度が高まってきていることを感じます。今年度は下記の目標と内容で努力を重ね、さらに地域や利用者の皆様の期待に応えられる事業が展開できればと思います。

本年度の目標と内容

- 1 相談援助体制の強化

- (1) 相談受け入れ時の面接調査等は、できる限り2人体制で行いより適正なサービスへとつなげるようにします。
- (2) 日頃から地域関係や社会関係の情報収集に努め、職員全体で情報を共有し、出身職種の専門性を活かしながら連携して相談業務にあたります。
- (3) 支援会議やミーティング等を効果的に設けて、職員個々における相談への対応状況をできるかぎり共有・把握し、時には共通の認識をもって検討を重ね、互いを切磋琢磨していきます。
- (4) 介護支援専門員として求められる人間性や専門知識・援助能力等の向上のため、内部および外部研修等に計画的に意欲を持って参加していきます。
- (5) 職員は自己の業務や支援状況について、常に見直しと改善の意識を念頭にサービスの質の向上を図ります。
- (6) 地域や一般からの相談・要望は、誠実且つ真摯な姿勢で受け入れ、できる限り迅速に適切な対応で応え、より信頼を獲得できるようにします。
- (7) 困難事例への対応、また必要時には市中央包括支援センターへの相談も行っていきます。

## 2 担当利用者に対する支援の質向上

- (1) 介護支援専門員としての倫理観や事業所職員としての規範を重んじ責任を持って行動し、更なる信頼関係の構築に努めます。
- (2) 介護保険制度に定められたサービスを確実に提供すると共に、利用者の心身の状況や要望に対して、必要性を見極めながら適切な支援を実施します。
- (3) 適切なアセスメントと居宅サービス計画の作成
  - ① 利用者・家族の意向を把握・理解し反映させた計画を心がけ、支援提供側の思いや選択による計画にならないようにします。
  - ② 利用者の現在の生活を継続すること、また利用者のこれからの生活を正しく見据えた視点を大切に目標や内容を設定します。
  - ③ 広い分野から資源やサービスを選択・活用し、利用者・家族が満足する計画になるように努めます。
  - ④ 介護予防サービスにおいては、利用者や家族に介護保険制度について説明し理解を深め、合意のもとに計画を作成します。
  - ⑤ 介護予防サービス計画は、利用者の生活への主体的な取り組みを促すと同時に利用者が健康で現在の生活を継続していくために不足する部分を支援するという視点で作成します。

## 3 サービス提供事業者との連携

- (1) 利用者に対する情報の交換をこまめに行い、居宅サービス計画に沿った適切なサー

ビス提供が実施されるように調整をします。

- (2) 担当者会議を必要時に開催し、サービスの実施状況の把握や計画内容の見直し・評価を行います。
- (3) サービス事業者側からの要望や意見を大切にし、支援に活かしていくように努めます。
- (4) 今年度は医師との連携も努めて実施していきます

#### 4 関係書類および記録の充実

- (1) 契約書・重要事項説明書の見直しを行い、利用者・家族が読んで理解しやすい内容にします。
- (2) 支援経過記録の記入方法を統一し、より明確に見やすいように工夫します。
- (3) 個々の利用者の記録、ファイルの整備を進めます。
- (4) 居宅サービス計画や提供表等の書類をサービス提供事業所とやり取りした場合には交付及び受領書として記録し保存します。

## 栄養課

### 1 ソフト食への取り組み

当施設も開所から6年がたち利用者の高齢化が進んでいます。今後今まで利用者に提供していた食事より軟らかく形のあるソフト食等きめ細かい食事の導入を検討します。ソフト食への課題としては、①主菜・副菜全てソフト食にするのか、②選択食を提供しながらソフト食も提供するのか、③必要機器フードプロセッサー、ミキサーの買い替えの検討、④ソフト食作りの手間等がありますが、色々と検討をしながらソフト食が実現できるよう取組みます。

### 2 食事形態の見直し

ソフト食への取組みと平行させ現在の常菜、刻み、極刻み、ミキサー を将来的に常菜、刻み、ソフトへと変更していきます。

### 3 栄養ケアマネジメント

引き続き利用者の栄養状態の維持、改善に努めます。

### 4 仕込み、発注の見直し

更に効率的な業務を行います。2日仕込み導入の検討等を行います。

### 5 衛生管理について

従来同様に大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき衛生管理をします。

### 6 食材費について

原油高、バイオエタノール燃料の影響により食材費の高騰が予想されます。それと厨房使用機器類の維持修理費の負担をどうしていくのか等を施設全体で検討する必要があります。

ります。

#### 7 行事食について

施設年間行事に準じて献立作成を行います。各ユニットで行う行事に対してはユニット行事起案に基づいて行事食の提供を行い、行事食の月回数の均一化等の検討します。

#### 栄養課行事予定

月	行事	日時	
4月	花見	開花の頃	
5月	端午の節句	5月5日	
7月	七夕 納涼祭 土用の丑の日	7月7日 7月26日 7月下旬	
9月	十五夜 敬老の日	9月15日 9月15日	
11月	鍋行事		
12月	もちつき(特養) もちつき(デイ) クリスマス		
1月	正月 新年会	1月1・2・3日	
2月	節分 バレンタイン	2月3日 2月14日	
3月	雛祭り	3月3日	

※そのほか寿司や鍋等の行事食を予定します。